

【事案の概要】

群馬県前橋市にある土地を所有する原告らが、本件土地に係る固定資産税等及び固定資産税額に応じて資産割される国民健康保険税の賦課処分について、地方税法規定の住宅用地に対する特例の適用を誤ったものであるとして、被告市長に対して、国家賠償法 1 条 1 項に基づき、平成 6 年度分ないし平成 15 年度分の過誤納付金及び弁護士費用並びにこれらに対する遅延損害金の支払い等を求めた事案。

被告市長は、職務上尽くすべき義務を怠り、本件建物の床面積に対する居住部分の割合を誤って認識し、過大に固定資産税等の賦課決定をしたものであり、過失があるといわざるを得ないとして、原告らの請求を認容した。

【原告の主張】

- ① 市長は、住宅用地の特例の適用要件の有無を調査し、同特例が適用される土地については、同特例に従って算出した価格を固定資産課税台帳に登録した上で、この価格に基づき、固定資産税等を賦課決定すべき職務上の義務を負うところ、被告市長は、本件土地の実地調査や、不動産登記簿の確認、原告らに対する質問等を適切に行っていれば、本件建物が昭和 48 年に増築されたこと（以下「本件増築」）により、本件建物の床面積に対する居住部分の割合が、実際には 2 分の 1 以上であることを容易に認定うることができた。しかしながら、被告市長は実地調査等を適切に行なわず、平成 6 年度課税分から平成 15 年度課税分までについても、本件建物の床面積に対する居住部分の割合が 4 分の 1 以上 2 分の 1 未満であるという誤った認識のもと、漫然と本件固定資産税等の賦課決定をしたのであるから、過失がある。

また、原告は、本件増築部分全体を事業用減価償却資産として申告していないし、被告担当者に対してこれに沿う説明もしていない。事業用減価償却資産に関する申告は、所得税法の制度にすぎないから、その有無によって、被告市長の固定資産税等の賦課決定に関する注意義務が免除又は軽減されることはない。

- ② 原告 A は、平成 6 年から平成 15 年までの毎年 12 月 25 日までに、被告に対して、各年度分の本件固定資産税等を被告からの通知に従って納付しており、過誤納付金額分の損害が生じた。

原告 B は、平成 6 年から平成 15 年までの各年の翌年 3 月 1 日までに、被告に対して、各年度分の本件国民健康保険税を被告からの通知に従って納付しており、過誤納付金額分の損害が生じた。

仮に、原告らが平成 15 年度以前において本件固定資産税等及び本件国民健康保険税を納付していなければ、被告は原告らの滞納につき、差押えなどの対応をとったりするはずである。しかし、本件土地及び本件建物には、被告から差押えを受けた旨の記録は一切なく、被告が原告らの滞納に対する対応をしたことはない。

原告 A の請求について、相当因果関係のある弁護士費用は 5 万円であり、原告 B の

請求について、相当因果関係のある弁護士費用は 1 万円である。

- ③ 原告 A は、昭和 49 年、被告に対し、居住の用に供する部分の床面積を記載した申告書を提出していないが、住宅用地の申告は、地方税法上、住宅用地の特例の適用のための要件ではなく、固定資産の評価が一次的には被告の責務であることに変わりはないから、住宅用地の申告がされていないからといって、原告らに過失があるとはいえない。

また、原告らは、固定資産税の賦課実務に通じておらず、かつ、納税義務者として、支払を強制される地位にあったから、支払期限の迫る中で課税明細書の記載から、住宅用地の特例の適用の誤りに気付くことは極めて困難であり、原告らに過失があるとはいえない。

【被告の主張】

- ① 原告らは、本件増築時、本件増築部分全体を事業用減価償却資産として申告し、被告担当者に対してその旨説明した可能性は相当程度残るといわざるを得ず、そのため、被告市長が本件増築部分全体を事業用と認定し、本件建物の床面積に対する居住部分の割合が 4 分の 1 以上 2 分の 1 未満であるとして本件固定資産税等及び本件国民健康保険税の賦課決定をした可能性が相当程度あることから、被告市長の過失は認められない。
- ② 被告は、収納データ等の保存期間が 10 年となっているため、保管する収納データ等によっては、原告らから 10 年以上前である平成 6 年度課税分から平成 15 年度課税分までの本件固定資産税等及び本件国民健康保険税の納付を受けた事実を確認することができず、原告らは損害を証明する客観的証拠を示さない。したがって、原告らの主張の損害の発生を確認できないといわざるを得ない。
- ③ 住宅用地の所有者には、当該年度の前年度に係る賦課期日から引き続き当該住宅用地を所有し、かつ、その申告すべき事項に異動がない場合を除き、住宅用地の上に存する家屋の所在、所有者、家屋番号、種別、構造、用途、床面積等の固定資産税の賦課徴収に関し必要な事項を記載した申告書の提出義務が課せられている（市税条例 72 条の 2 第 1 項）。原告 A は、居住の用に供する部分の床面積が正しく記載された申告書を提出していない可能性が高く、また、本件土地については、小規模住宅用地の特例及び一般住宅用地の特例が適用されるから、本来であれば、毎年度送付されていた課税明細書の「負担水準（％）」の欄の「小」と「住」の欄に数字が記入されていなければならなかったにもかかわらず、被告が、2 分の 1 のみを住宅用地、その余を非住宅用地とした結果、「小」と「個非」の欄に数字が記入されていたのであるから、公務員として勤務していた経験のある原告 A は、その記載から住宅用地の特例の適用の誤りに気付くことも不可能ではなかったというべきであり、原告らには 3 割程度の過失相殺が認められるべきである。

【裁判所の判断】

- ① 地方税法 403 条 2 項は、固定資産の評価に関する事務に従事する市町村の職員は、納税者とともにする実地調査、納税者に対する質問、納税者の申告書の調査等のあらゆる方法によって、公正な評価をするように努めなければならないと規定するところ、住宅用地の特例の適用に関する事務も、上記固定資産の評価に関する事務に含まれることは明らかであるから、市長は、住宅用地の特例の適用要件の有無を調査し、これが適用される土地については住宅用地の特例に従って算出した価格を固定資産課税台帳に登録した上、この価格に基づき固定資産税等の賦課決定をすべき職務上の義務を負っているというべきである。

本件増築後の本件建物の床面積に対する居住部分の割合は、2 分の 1 以上となり、本件土地のうち 200 平方メートルは、地方税法 349 条の 3 の 2 第 2 項における小規模住宅用地に当たり、本件土地のうち残余部分（99.84 平方メートル）は同条 1 項における住宅用地に当たることになったことが認められ、更に、原告らは、本件増築後、遅滞なく本件建物の表示変更登記手続をしていることが認められるから、被告市長は、被告職員をして、実地調査等を尽くしていれば、本件土地に住宅用地の特例を適切に適用することは容易であったというべきである。

また、本件増築がされた昭和 48 年頃、被告職員が一応の実地調査を行なっているものの、単に増築の事実のみで本件増築部分全体が事業用であると判断することはできず、原告らに対して更に聞き取り等の調査を行なうことが必要であったというべきであるが、これらを行なったことを認めるに足る証拠はなく、被告が、本件土地の実地調査等を尽くしたと認めることはできない。

そして、原告らが本件増築部分全体を事業用償却資産として申告したことはない主張し、原告らがそのような申告をしたこと及び被告職員に対してこれに沿う説明をしたことを認めるに足る証拠はない。したがって、その申告があったため、被告が、住宅用地の特例の適用を誤ったとは認められない。

以上によると、被告市長は、職務上尽くすべき義務を怠り、誤って平成 6 年度課税分から平成 15 年度課税分まで、本件建物の床面積に対する居住部分の割合は 4 分の 1 以上 2 分の 1 未満であると認識して、過大に本件固定資産税等及び本件国民健康保険税の賦課決定をしたものであり、過失があるといわざるを得ない。

- ② 原告らが、本件土地及び本件建物について、被告又はその他の課税庁から公租公課の滞納処分による差押えを受けた形跡はないこと、原告らは、平成 16 年から平成 25 年の間も、過大な本件固定資産税等や本件国民健康保険税を滞納することなく、納付していること等の事実からすると、原告らは平成 6 年度課税分から平成 15 年度分の本件固定資産税等及び本件国民健康保険税について、被告からの通知に従い、それぞれ納付していたと認めることができる。

証拠によれば、原告 A が、平成 6 年から平成 15 年にかけて現実に納付した本件固定資

産税等と住宅用地の特例を適正に適用したときの本件固定資産税等との差額は、固定資産税過誤納付金額と都市計画税過誤納付金額の合計額 47 万 9400 円であり、原告 A に同額の損害が生じたことが認められる。

また、原告 B には、平成 6 年から平成 15 年の各年の翌年の 3 月 31 日までに現実に納付した本件国民健康保険税と住宅用地の特例を適正に適用したときの本件国民健康保険税との差額は、8 万 0700 円であり、原告 B に同額の損害が生じたことが認められる。

- ③ 固定資産税等については、地方税法上、申告納税方式ではなく、賦課課税方式が採用されていると解される。そして、住宅用地の特例の適用につき、住宅用地の所有者の申告は要件とされておらず、また、法 384 条は、住宅用地の所有者に対し、条例の定めるところによって住宅用地の申告をさせることができると規定するとともに、住宅用地の申告は、同条の規定を受けた市税条例によって初めて義務付けられているものにすぎないから、住宅用地の申告は、あくまで課税庁による住宅用地の認定を補完する制度にすぎず、住宅用地の申告がされていないからといって、固定資産の評価が一次的には課税庁の責務であることに変わりはないというべきである。そして、被告職員は、昭和 48 年頃、本件建物を訪問して実地に調査しており、原告らに対する聞き取りをすれば、居住の用に供する部分の床面積を容易に認定できたというべきであるから、仮に原告 A が申告書を提出しなかったとしても、これを原告 A の重大な落ち度とまでいうことはできない。前提事実及び証拠によれば、被告は、原告 A に対して、毎年度、納税通知書及び課税明細書を送付していたものの、これらの書面には、住宅用地の特例の概要や住宅用地の申告義務についての説明はなく、これら書面以外に当該書面の記載内容を説明する書面は送付していなかったというのであるから、原告 A が住宅用地の申告義務が課されていることを知らなかった可能性も排除できず、住宅用地の申告を行なわなかったことをもって、原告らの過失と認めることはできない。

また、そもそも建物の床面積に対する居住部分の割合が 2 分の 1 以上であるか、4 分の 1 以上 2 分の 1 未満であるかによって、住宅用地の特例の適用内容が異なることや適用の結果、土地のどの範囲が小規模住宅用地となり、どの範囲が住宅用地となるかを十分に理解した者でない限り、課税明細書の「負担水準 (%)」の欄の記載から住宅用地の特例の誤りに気付くことは困難というべきであり、特段の事情のない限り、一般通常人にそのような理解を期待することはできないというべきである。そして、原告 A は、県職員として勤務していたとはいえ、税金関係の部署に配属された経験はない者であることが認められる。そうすると、原告らが、固定資産税等について精通しているとは考え難く、課税明細書の記載から住宅用地の特例の適用の誤りに気付くことはできなかったというべきであり、原告らの過失は認められない。

- ④ 被告市長の平成 6 年から平成 15 年までの過失による賦課処分と因果関係にある弁護士費用は、原告 A については 5 万円、原告 B については 1 万円とするのが相当である。

よって、原告 A は、被告に対し、本件固定資産税等の過誤納付金 47 万 9400 円及び弁

護士費用 5 万円並びに各年度の過誤納付金につき、遅くとも損害が発生したと認められる各年度の最終納付期限である 12 月 25 日から、弁護士費用につき最終年度の最終納付期限である平成 15 年 12 月 25 日から、それぞれ支払済みまで民法所定の年 5 分の割合による遅延損害金の支払を求めることができる。原告 B は、被告に対し、本件国民健康保険税の過誤納付金 8 万 0700 円及び弁護士費用 1 万円並びに各年度の過誤納付金につき遅くとも損害が発生したと認められる各年度の最終納付期限である翌年 3 月 1 日から、弁護士費用につき最終納付期限である平成 16 年 3 月 1 日から、それぞれ支払済みまで民法所定の年 5 分の割合による遅延損害金の支払を求めることができる。なお、原告 B の請求のうち弁護士費用について平成 15 年 3 月 1 日からの遅延損害金の支払を求める部分には理由がないというべきである。

- ⑤ よって、原告 A の請求はすべて理由があり、原告 B の請求のうち過誤納付金合計 8 万 0700 円及びこれに対する遅延損害金の支払を求める部分は理由があるからこれを容認することとし、原告 B のその余の請求は、弁護士費用及びこれに対する平成 16 年 3 月 1 日から支払済みまでの年 5 分の割合による遅延損害金の支払を求める限度で理由があるから、その限度で容認することとする。